

稲美町国民保護計画（資料編）

令和6年3月修正

稲 美 町

目 次

1. 協議会委員名簿.....	- 1 -
2. 関係機関連絡先一覧.....	- 2 -
3. 災害時の相互応援協定.....	- 4 -
(1) 行政機関.....	- 4 -
(2) 民間団体.....	- 5 -
4. 安否情報の収集、照会、回答に関する省令の様式.....	- 7 -
様式第1号(第1条関係).....	- 7 -
様式第2号(第1条関係).....	- 8 -
様式第4号(第3条関係).....	- 9 -
様式第5号(第4条関係).....	- 10 -
5. 被災情報の報告様式.....	- 11 -
6. 避難所等一覧.....	- 12 -
(1) 指定避難所.....	- 12 -
(2) 指定緊急避難場所.....	- 13 -
(3) 福祉避難所.....	- 13 -
7. 医療機関一覧表.....	- 14 -
8. 一般廃棄物等許可業者一覧.....	- 15 -
(1) 町内一般廃棄物許可業者.....	- 15 -
(2) 浄化槽清掃業許可業者.....	- 15 -
9. 関係条例及び要綱.....	- 16 -
(1) 稲美町国民保護協議会条例.....	- 16 -
(2) 稲美町国民保護協議会運営要綱.....	- 16 -
(3) 稲美町国民保護対策本部及び稲美町緊急対処事態対策本部条例.....	- 18 -
(4) 稲美町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱.....	- 19 -
10. 国民保護に関する避難実施要領.....	- 29 -
(1) パターン1.....	- 29 -
(2) パターン2.....	- 32 -

1. 協議会委員名簿

法	役 職	機 関 名	職 名
第2項	会 長	稲美町	町長
第4項第1号	委 員	農林水産省近畿農政局 兵庫県拠点	地方参事官
第4項第1号	委 員	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所長
第4項第2号	委 員	陸上自衛隊姫路駐屯地 第3特科隊第3中隊	隊長
第4項第3号	委 員	兵庫県東播磨県民局	局長
第4項第3号	委 員	兵庫県加古川警察署	署長
第4項第3号	委 員	兵庫県北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所	所長
第4項第4号	委 員	稲美町	副町長
第4項第5号	委 員	稲美町	教育長
第4項第5号	委 員	加古川市東消防署	署長
第4項第6号	委 員	稲美町	経営政策部長
第4項第6号	委 員	稲美町	健康福祉部長
第4項第6号	委 員	稲美町	経済環境部長
第4項第6号	委 員	稲美町	地域整備部長
第4項第6号	委 員	稲美町	会計管理者
第4項第6号	委 員	稲美町	議会事務局長
第4項第6号	委 員	稲美町	教育政策部長
第4項第7号	委 員	西日本電信電話(株) 兵庫支店 設備部 災害対策室	担当課長
第4項第7号	委 員	関西電力送配電(株) 姫路本部	加古川配電営業所 所長
第4項第7号	委 員	大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部	マネジャー
第4項第7号	委 員	神姫バス(株) 加古川営業所	所長
第4項第8号	委 員	稲美町消防団	団長
第4項第8号	委 員	稲美町自治会長会	会長
第4項第8号	委 員	一般社団法人 加古川医師会	推薦者
第4項第8号	委 員	稲美町商工会	会長
第4項第8号	委 員	自主防災会	代表
第4項第8号	委 員	稲美町土地改良事業連絡協議会	会長

【参 考】 根拠：国民保護法第40条第2項及び第4項】

2. 関係機関連絡先一覧

機関名	所在地	電話	F A X
稲美町関係			
稲美町災害対策本部	稲美町国岡 1-1	079-492-1212	079-492-5162
加古川市消防本部	加古川市加古川町北在家 2000	079-451-9119	079-425-7587
加古川市東消防署	加古川市平岡町一色 797-317	079-430-0119	079-430-0120
加古川市東消防署稲美分署	稲美町国安 1294-5	079-492-0119	079-492-1761
陸上自衛隊			
第3特科隊	姫路市峰南町 1-70	079-222-4001 079-222-4002 (内)235~238	079-222-4001
兵庫県関係			
災害対策本部事務局	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-9898	078-362-9911 078-362-9912
災害対策課		078-362-9988	078-362-9911 078-362-9912
災害対策東播磨地方本部	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9016	079-424-6616
東播磨県民局総務企画室総務防災課		079-421-9607	079-424-6616
加古川土木事務所(管理第2課)		079-421-9375	079-421-1213
加古川農林水産振興事務所		079-421-9146	079-421-4056
加古川健康福祉事務所		079-422-0002	079-422-7589
東播磨利水事務所(神出浄水場)	神戸市西区神出町田井 3-1	078-965-2050	078-965-1755
加古川下流浄化センター	加古川市尾上町養田 1687-2	079-424-1313	079-424-1314
北播磨県民局加古川流域土地改良事務所	三木市宿原寺ノ前 70	0794-82-9839	0794-83-6835
北播磨県民局総務防災課	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9303	0795-42-4704
加古川警察署	加古川市平岡町新在家 1224-13	079-427-0110	079-425-8110
地方行政機関			
近畿農政局兵庫拠点(地方参事官室)	神戸市中央区海岸通 29	078-331-5924	078-331-5177
神戸地方气象台(防災管理官室) (観測予報管理官室)	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	078-222-8907	078-222-8942
		078-222-8915	078-222-8942
国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所(防災課)	姫路市北条 1-250	079-282-8508	079-222-5843
近隣市町			
加古川市(代表) (防災対策課)	加古川市加古川町北在家 2000	079-421-2000	079-422-1403
		079-427-9717	079-427-3623
高砂市(代表) (危機管理室)	高砂市荒井町千鳥 1-1-1	079-442-2101	079-442-2229
		079-443-9008	079-442-9577
明石市(代表) (総合安全対策室)	明石市中崎 1-5-1	078-912-1111	—
		078-918-5069	078-918-5140
播磨町(代表) (危機管理課)	播磨町東本荘 1-5-30	079-435-0355	079-435-3398
		079-435-0991	079-435-7901

指定公共機関・指定地方公共機関			
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440	078-326-7363
関西電力送配電(株) 姫路本部	姫路市十二所前町 117	0800-777-3081 (フリーコール)	—
大阪ガスネットワーク(株) 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町 4 丁目 5 番 3 号	0120-7-94817 (ガス漏れ 通報専用)	0120-7-94817 (ガス漏れ 通報専用)
日本郵便(株)稲美郵便局	稲美町加古 1817-4	079-492-8140	—
神姫バス(株)加古川営業所	加古川市神野町石守 1 丁目 95	079-423-2231	079-423-2233
一般社団法人加古川医師会	加古川市加古川町篠原町 103-3	079-421-4301	079-421-4303
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-9889	078-241-6990
(株)サンテレビジョン	神戸市中央区東川崎町 1-1-1	078-303-3130	078-303-3173
(株)ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-362-7373	078-362-7404
公共的団体等			
BAN-BAN ネットワークス(株)	加古川市加古川町栗津 26-2	079-420-2527	079-420-3734
稲美町商工会	稲美町国岡 1-1	079-492-0200	079-492-0557
社会福祉法人稲美町社会福祉協議会	稲美町加古 4369-3	079-492-8668	079-492-9170

3. 災害時の相互応援協定

(1) 行政機関

区分	No.	協定名称	締結日	構成市町
総合	1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月 1日	県及び県下各市町村
	2	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月 1日	東播磨ブロック（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）、北播磨ブロック（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
	3	東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	平成24年 4月 1日	東播磨地域（明石市、加古川市、稲美町、播磨町）、中河内地域（八尾市、東大阪市、柏原市）
	4	災害時における相互応援協定	平成 18年 5月11日	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町、明石市
	5	播磨広域防災連携協定	平成26年 4月22日	播磨地域 13市9町（姫路市、加古川市、相生市、小野市、明石市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）
	6	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年10月23日	国土交通省近畿地方整備局
	7	災害時における相互応援に関する協定	令和元年11月18日	熊本県益城町
消防	8	兵庫県広域消防相互応援協定	平成25年10月23日	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
廃棄物処理	9	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年 9月 1日	兵庫県、各市町及び関係一部事務組合
上下水道	10	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年 3月16日	兵庫県、各市町、各水道企業団、日水協県支部及び県簡水協会
	11	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	平成29年 9月12日	下水道事業災害時近畿ブロック支援連絡協議会
	12	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書	令和 2年 4月 1日	一般社団法人兵庫県水質保全センター
情報伝達	13	災害時における放送要請に関する協定書	昭和53年 4月 1日	日本放送協会
避難所	14	稲美町と兵庫県立東播磨高等学校との避難所等の指定に関する協定	平成25年 9月30日	兵庫県立東播磨高等学校
	15	稲美町と兵庫県立いなみ野特別支援学校との福祉避難所の指定に関する協定書	平成25年 9月30日	兵庫県立いなみ野特別支援学校
その他	16	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	平成25年 5月31日	日本郵便(株)近畿支社
	17	災害時における稲美町と稲美町内郵便局との相互協力に関する覚書	平成18年12月22日	稲美町内郵便局

(2) 民間団体

区分	No.	協定名称	締結日	相手方
物資 支援	1	震災時における緊急設備支援に関する協定書	平成26年5月1日	株式会社セレスポ
	2	緊急時における生活物資確保に関する協定	平成18年7月1日	生活協同組合コープこうべ
	3	災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	平成18年12月1日	マックスバリュ西日本㈱
	4	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成27年7月1日	関西キリンビバレッジサービス ㈱
	5	災害時における食糧等の確保に関する協定書	平成24年2月2日	兵庫南農業協同組合
	6	災害時における支援協力に関する協定	平成24年5月2日	兵庫県石油商業協同組合 加古川高砂支部
	7	災害時における支援協力に関する協定	平成24年11月7日	一般社団法人兵庫県LPガス協 会加印支部
	8	災害時における物資調達に関する協定書	平成25年2月19日	㈱共進ペイパー&パッケージ
	9	災害時における飲料水の供給に関する協定	平成29年3月21日	新関西衣料サービス㈱
	10	災害時における量の提供等に関する協定	平成29年3月21日	「5日で5,000枚の約束。」プ ロジェクト実行委員会
	11	災害救助物資の調達に関する協定	令和元年8月20日	株式会社ジュンテンドー
	12	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 書	令和2年10月1日	株式会社ゼンリン
	13	災害時における物資供給に関する協定	令和3年5月10日	株式会社ナフコ
	14	災害時における物資の調達に関する協定	令和3年5月17日	関西パック株式会社
	15	災害時における物資の供給等に関する協定	令和3年12月1日	川上産業株式会社
障害物 除去	16	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成22年7月9日	兵庫県自動車整備振興会加古川 支部
	17	災害時における応急対策等の協力に関する協定	平成23年2月8日	(社)兵庫県建設業協会加印支部
災害廃棄 物処理	18	災害廃棄物等の処理に関する協定	令和3年11月12日	大栄環境㈱、稲美町、播磨町、 加古郡衛生事務組合
情報 伝達	19	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年5月15日	神戸新聞社、朝日新聞社神戸支 局、読売新聞社神戸支局、毎日 新聞社神戸支局、産経新聞社神 戸支局、日本経済新聞社神戸支 局、日刊工業新聞社神戸支局、 時事通信社神戸支局、共同通信 社神戸支局、日本工業新聞社神 戸総局
	20	災害時における緊急放送の協力に関する協定	平成19年9月1日	BAN-BAN ネットワークス㈱
	21	災害に係る情報発信に関する協定	令和2年10月1日	ヤフー株式会社
避難所	22	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定書	平成25年8月19日	医療法人社団奉志会
	23	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協 定書	平成25年8月19日	社会福祉法人日の出福祉会
葬 祭	24	災害時における支援協力に関する協定	平成28年7月12日	㈱加古川産業会館、稲美町、播 磨町、加古郡衛生事務組合
	25	災害時における支援協力に関する協定	平成29年2月27日	㈱タルイ、稲美町、播磨町、加 古郡衛生事務組合
	26	災害時における支援協力に関する協定	平成29年2月27日	㈱北神社、稲美町、播磨町、加 古郡衛生事務組合
	27	災害時における支援協力に関する協定	平成29年2月27日	一般社団法人全日本冠婚葬祭互 助協会、稲美町、播磨町、加古 郡衛生事務組合

区分	No.	協定名称	締結日	相手方
その他	28	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	平成26年2月4日	兵庫県電気工事工業組合
	29	災害時における非常無線通信の協力に関する協定	平成28年10月3日	稲美町アマチュア無線有志グループ
	30	稲美町災害時におけるボランティア活動に関する協定	令和4年10月13日	稲美ライオンズクラブ
	31	稲美町ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	令和5年11月10日	社会福祉法人稲美町社会福祉協議会

4. 安否情報の収集、照会、回答に関する省令の様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他の個人を識別する情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要事項	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他の個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
者被 を特 定す るた めに 必要 な事 項照 会	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 其他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
様		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

5. 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

年 月 日 時 分
稲美町

1. 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 加古郡稲美町 (北緯 度、東経 度)

2. 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

6. 避難所等一覧

(1) 指定避難所

番号	避難所	所在地	電話番号	収容可能人員	炊出し能力
1	加古小学校	加古 2316	079-492-0007	600 人	300 食×3 回
2	母里小学校	野寺 88-1	079-495-0024	600 人	300 食×3 回
3	天満小学校	国岡 538	079-492-0300	800 人	850 食×3 回
4	天満南小学校	森安 81	079-492-6168	600 人	350 食×3 回
5	天満東小学校	岡 1500	079-492-4371	600 人	400 食×3 回
6	稲美中学校	岡 2075-1	079-492-4400	1,500 人	500 食×3 回
7	稲美北中学校	加古 4269	079-492-0201	1,000 人	500 食×3 回
8	いなみ文化の森	国安 1286-1	079-492-7700	200 人	
9	いなみ野体育センター	国安 1294-2	079-492-1479	500 人	
10	いきがい創造センター	国岡 1-1	079-492-2340	200 人	
11	農村環境改善センター	六分一 541-2	079-492-5251	100 人	
12	西部隣保館	中村 1043-1	079-492-3119	100 人	
13	兵庫県立東播磨高等学校	中一色 594-2	079-492-3111	1,000 人	500 食×2 回
合 計				7,800 人	

(2) 指定緊急避難場所

施設の名 称	面 積	
	総 面 積 m ²	グラウンド面積 m ²
加 古 小 学 校	11,571	5,838
母 里 小 学 校	13,921	6,864
天 満 小 学 校	23,416	10,364
天 満 南 小 学 校	19,600	9,680
天 満 東 小 学 校	18,765	9,172
稲 美 中 学 校	56,880	27,506
稲 美 北 中 学 校	33,634	16,523
天 満 大 池 公 園	22,663	3,795
さ くら の 森 公 園	15,843	—
大 沢 池 ス ポ ー ツ 公 園	15,359	5,338
サン・スポーツランドいなみ	33,973	33,973
兵庫県立東播磨高等学校	42,289	26,286

(3) 福祉避難所

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	加古福祉会館	加古 4369-3	079-492-0041
2	母里福祉会館	野寺 113-1	079-495-0004
3	総合福祉会館	国岡 6-184	079-492-4479
4	特別養護老人ホーム 稲美苑	国安 1256	079-492-7601
5	介護老人保健施設 サンライズ	国安 1237	079-496-5211
6	兵庫県立いなみ野特別支援学校	国安 1284-1	079-492-6161

7. 医療機関一覧表

【一般】

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目	病床数
荒木皮フ科	稲美町国岡 2 丁目 4-3	079-497-0880	皮膚科・アレルギー科	
上垣内科クリニック	稲美町国岡 3 丁目 7-2	079-492-0705	内科・小児科・循環器科	
大西メディカルクリニック	稲美町国岡 2 丁目 9-1	079-492-0935	内科・消化器内科・整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・理学療法	
大村耳鼻咽喉科医院	稲美町中村 133-8	079-496-5111	耳鼻咽喉科	
桂内科医院	稲美町印南 2413-1	079-495-7294	内科・胃腸科・放射線科	
コスモクリニック	稲美町国岡 2 丁目 9-7	079-496-5577	内科・循環器内科・婦人科・脳神経外科・神経内科・リハビリテーション科・泌尿器科・心療内科・人工透析	
後藤医院	稲美町国安 479	079-492-0065	内科・消化器内科・皮膚科・小児科	
しらい皮フ科クリニック	稲美町中一色 821-1	079-441-8708	皮膚科	
私立稲美中央病院	稲美町国安 1286-23	079-492-3812	総合外科・総合内科・胃腸科・循環器科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科	134
友永クリニック	稲美町幸竹 194	079-497-0770	外科・消化器内科	
沼田クリニック	稲美町加古 5345	079-492-1330	消化器内科・外科・リハビリ科	
播磨サナトリウム	稲美町北山 1264	079-492-0278	精神科・神経科・歯科	358
ふじたこどもクリニック	稲美町国岡 1 丁目 150	079-441-8760	小児科	
別府眼科クリニック	稲美町国岡 1 丁目 151	079-497-0111	眼科	
三木内科クリニック	稲美町中一色 825-1	079-451-8140	内科・小児科・糖尿病内科	
宮本医院	稲美町国安 401-5	079-492-0151	内科・消化器科	
桃田小児科医院	稲美町中一色 822-2	079-497-0700	小児科	
かわぐち腎泌尿器科、内科クリニック	稲美町国安 2-9-7	079-497-5877	腎泌尿器科、内科	

【歯科】

名 称	所 在 地	電 話
岡野歯科医院	稲美町六分一 1178-755	079-492-6767
小田歯科医院	稲美町国岡 2-12-13	079-492-8214
かわもり歯科医院	稲美町国岡 1-81 アルコ・イリス 1 F	079-497-0555
喜多歯科医院	稲美町国岡 3-26-8	079-492-6314
黒石歯科医院	稲美町加古 4302	079-492-9614

名 称	所 在 地	電 話
笹倉歯科医院	稲美町幸竹 280-3	079-492-8052
辰巳歯科医院	稲美町国岡 1464-20	079-492-6480
はやし歯科医院	稲美町六分一 1179-127	079-495-3784
坂東歯科医院	稲美町岡 231	079-492-0309
ばんどう歯科クリニック	稲美町蛸草 869-4	079-495-3718
ふじた矯正歯科	稲美町国安 4 丁目 142	079-497-7721
藤原歯科クリニック	稲美町中一色 834-6	079-492-5555
宮本歯科医院	稲美町国岡 2-6-9	079-492-0180
古谷歯科	稲美町国岡 5-185	079-441-8278

8. 一般廃棄物等許可業者一覧

(1) 町内一般廃棄物許可業者

業 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
いけだ興産(株)	稲美町中村 1137-1	079-495-3225	事業系ごみ
稲美清掃	稲美町加古 4119-4	079-492-3482	事業系ごみ
(有)岡田清掃社	稲美町中村 1244	079-492-3100	事業系ごみ

(2) 浄化槽清掃業許可業者

業 者 名	所 在 地	電話番号	備 考
稲美清掃	稲美町加古 4119-4	079-492-3482	
(有)岡田清掃社	稲美町中村 1244	079-492-3100	
播磨営繕(有)	加古川市平岡町土山 1192-5	078-943-2875	

9. 関係条例及び要綱

(1) 稲美町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 24 日条例第 1 号
最終改正 平成 27 年 6 月 29 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、稲美町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、35 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日条例第 11 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 稲美町国民保護協議会運営要綱

平成 18 年 8 月 30 日
要綱第 28 号
改正 平成 19 年 3 月 30 日
要綱第 6 号
(令和 2 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲美町国民保護協議会条例(平成 18 年稲美町条例第 1 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、稲美町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 条例第 3 条の会長があらかじめ指名する委員は、稲美町副町長の職にある委員とする。ただし、副町長に事故があるとき又は副町長が欠けたときは、町長の職務を代理する者の順位に関する規則(昭和 56 年稲美町規則第 11 号)に規定する順位によるものとする。

(会議の公開)

第 3 条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 稲美町情報公開条例(平成 12 年条例第 31 号)第 7 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第 4 条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議の経過の概要

(委員の代理)

第 5 条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、その委員が指名する代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、経済環境部において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 18 年 8 月 28 日から適用する。

附則(平成 19 年 3 月 30 日要綱第 6 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年 3 月 2 日要綱第 3 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 稲美町国民保護対策本部及び稲美町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日
稲美町条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、稲美町国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び稲美町緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 稲美町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成 19 年 3 月 30 日要綱第 11 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
 - 第 2 章 特殊標章の交付等(第 5 条—第 9 条)
 - 第 3 章 身分証明書の交付等(第 10 条—第 13 条)
 - 第 4 章 保管及び返納(第 14 条・第 15 条)
 - 第 5 章 濫用の禁止等(第 16 条・第 17 条)
 - 第 6 章 雑則(第 18 条・第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、稲美町の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第 3 条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第 4 条 町長は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 2 号)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第 1 号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるとき

は、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(様式第 2 号)に登録し、特殊標章等を作成

して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(様式第3号)により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(様式第4号)により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

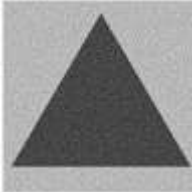
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 稲美町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、経済環境部において行うものとする。

附 則


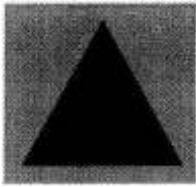
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係) 特殊標章

区分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕章	左腕に表示		1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

（表）

	稲美町長	
<u>身 分 証 明 書</u> IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務を行う者用 for civil defence personnel		
名前 / Name		
生年月日 / Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議案書I）によって保護される。		
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts in his capacity as		
交付等の年月日 / Date of issue 証明書番号 / No. of card		
許可権者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 / Date of expiry		

(裏)

身長 / Height.....	眼の色 / Eyes.....	頭髪の色 / Hair.....
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks of information:		
血液型 / Blood type		
.....		
.....		
所持者の写真 / PHOTO OF HOLDER		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格 A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

稲美町長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字）..... （ローマ字）.....	生年月日（西暦） 年 月 日
申請者の連絡先	
住所：〒.....	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
電話番号：.....	
E-mail：.....	
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）	
身長：.....cm	眼の色：.....
頭髪の色：.....	血液型：.....（Rh因子.....）

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等（標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載）

.....

.....

（許可権者使用欄）

資格：.....

証明書番号：..... 交付等の年月日：.....

有効期間の満了日：.....

返納日：.....

様式第2号（第4条関係）

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名（漢字）	氏名（ローマ 字）	生年月日	資 格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身 長	眼の 色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴等	標章の 使 用	返納日	備 考
（記載例）	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	稲美町の職員	2005/6/18	2007/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣 服用×1	2007/6/18	所属：危 機管理課

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
稲美町長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
稲美町長 様	
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

10. 国民保護に関する避難実施要領

(1) パターン1

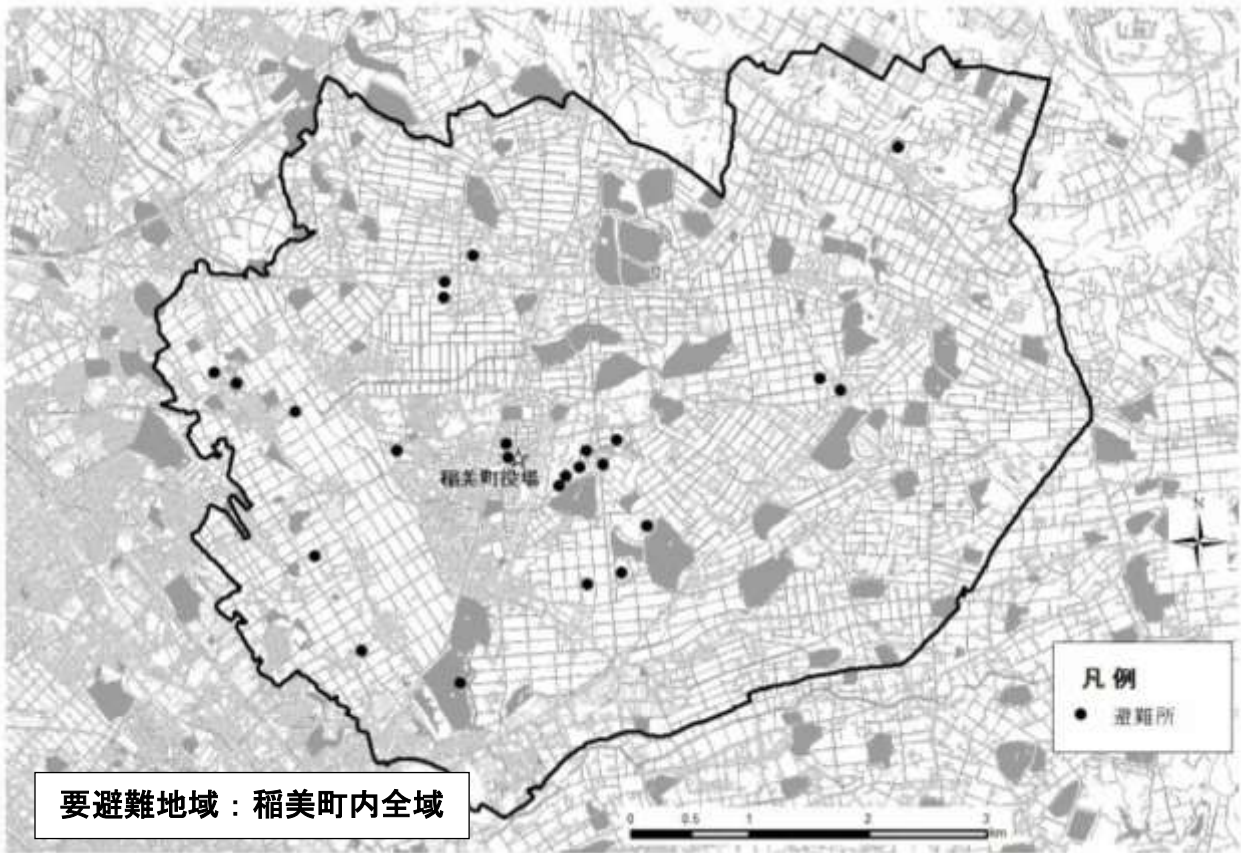
パターン1 弾道ミサイル攻撃【屋内避難】
(航空攻撃において準用)

避難実施要領

稲美町長
○月○日○時○分

1. 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○○国からの弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を本日○時○分に発令し、避難措置の指示を行った。なお、発射予想時間は、国の対策本部によると早くても○日○時ごろとみられる。



2. 要避難地域

稲美町全域（稲美町内全域に着弾の可能性あり）

3. 避難の要領

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときには、直ちに屋内に避難すること。

- ① 屋内にいる者は、極力建物の中心部に避難すること。
 - ② 屋外にいる者は、近くのコンクリート造り等の堅ろうな建物や地下施設に避難すること。
- ただし、警報発令前においても、各自とるべき行動について確認し、必要な準備を行うこと。

4. 避難時の留意事項

- ① 事由の如何を問わず、絶対に外出しないこと。
- ② 車両内にいるものは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨げにならない方法）に駐車し、近くのコンクリート造り等の堅ろうな建物や地下施設に避難すること。
- ③ 屋内に避難するにあたっては、あらかじめ避難施設として指定されているかどうかは問わない。また、これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受け入れに協力すること。
- ④ 自力歩行が困難な者等の避難のため必要な援助について協力を要請された場合には、可能な限り協力に応じること。
- ⑤ 避難する余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまること。その際、ガラス張りの建築物の下は避けること。
- ⑥ 屋内避難後は、弾道ミサイルの弾頭の種類が核、生物剤又は化学剤である場合に備え、屋内では、窓を閉め、エアコン、換気扇を止め、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動すること。
- ⑦ 着弾があった場合には、その状況を踏まえて、新たな指示の伝達を行うので、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備し、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意すること。

【着弾後の注意事項】

- ① 避難時に閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので直接見ないこと。
- ② 近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、町、消防、警察等に連絡すること。また、着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。
- ③ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石鹸で手、顔、体をよく洗うこと。
- ④ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けること。

5. 避難住民の誘導の概要

- (1) 避難誘導を実施する者 ※状況により下記①～④を選択
 - ① 町職員
 - ② 消防職員
 - ③ 消防団員
 - ④ 町長の要請を受けて避難誘導に従事する警察官、自衛官
- (2) 避難誘導を実施する者の配置及びその主要業務
 - ① 町内各所に町職員・消防職員、消防団員を派遣し、本避難実施要領の伝達、避難の準備の呼びかけのほか、独居の要配慮者へ電話連絡又は戸別訪問を行い、近傍の安全な避難先へ誘導する。
 - ② 避難誘導の実施に際しては、現地調整所において、関係機関の活動調整、情報共有を実施する。
- (3) 避難誘導を行う者の留意事項
 - ① 弾道ミサイル発射の警報発令時に備え、自らの避難先をあらかじめ確認の上、業務にあたること。
 - ② 弾道ミサイルの弾頭の種類が核、生物剤又は化学剤である場合に備え、長袖の衣服、手袋、マスク、マフラー、ゴーグル等を着用することにより、極力皮膚の露出部を少なくすること。できればビニール合羽など、通気性のない素材のものを着用することが望ましい。
 - ③ 防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ④ 町民等が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つこと。
 - ⑤ 避難誘導員は、無線機等により本部からの情報に留意し、町民等に正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ⑥ 避難誘導員は、避難誘導時に危険な状態を生じさせる者がある場合には、必要な警告又は指示

をすることができる。ただし、特に必要と認められる場合において次の措置を講じる必要がある場合については、避難誘導現場付近にいる警察官に依頼すること。（その場に警察官がいない場合に限り、消防吏員及び自衛官に依頼することができる。）

- ・ 危険な場所への立入を禁止し、若しくは退去させること。
- ・ 危険を生じさせるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去をさせること。

（以下、条件により取捨選択すること。）

夜間

- ・ 避難経路の要所に夜間照明（投光器、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安解消に努めること。

冬期

- ・ 積雪、道路凍結等による避難時転倒等防止の喚起

6. 避難実施要領の伝達

(1) 避難実施要領の伝達先

本実施要領は、町民のほか、町の他の執行機関、県、警察、自衛隊、地元自治会、報道機関、学校・保育所等、病院・社会福祉施設等、大規模事業所・集客施設、交通機関その他の関係機関に伝達する。

(2) 町民への伝達方法

- ① 町民への伝達については、防災行政無線、広報車、町ホームページ、いなみ安心ネット、エリアメール等により行い、地元自治会、警察等にも広報依頼する。防災行政無線、広報車による伝達に当たっては、サイレンを最大音量で鳴らし、市民に注意喚起を促す。なお、状況により要避難地域上空からのヘリによる伝達も検討する。
- ② 聴覚障がい者については、上記伝達方法のほか、民生委員の協力のもと戸別訪問をするなど伝達に努める。
- ③ 日本語を解さない者に対する伝達は、いなみ安心ネットの多言語翻訳機能を活用するほか、国際交流協会や通訳ボランティアの協力を得て、多言語放送の実施など伝達に努める。

(3) 関係機関への伝達方法

原則としてFAXを使用することとし、状況に応じて電子メールや電話での伝達を行う。

緊急連絡先

稲美町国民保護対策本部

電 話 079-492-1212

FAX 079-492-7792

E-mail kikikanri@town.hyogo-inami.lg.jp

(2) パターン2

パターン2 弾道ミサイル攻撃【町内・町外避難】

(航空攻撃において準用)

避難実施要領

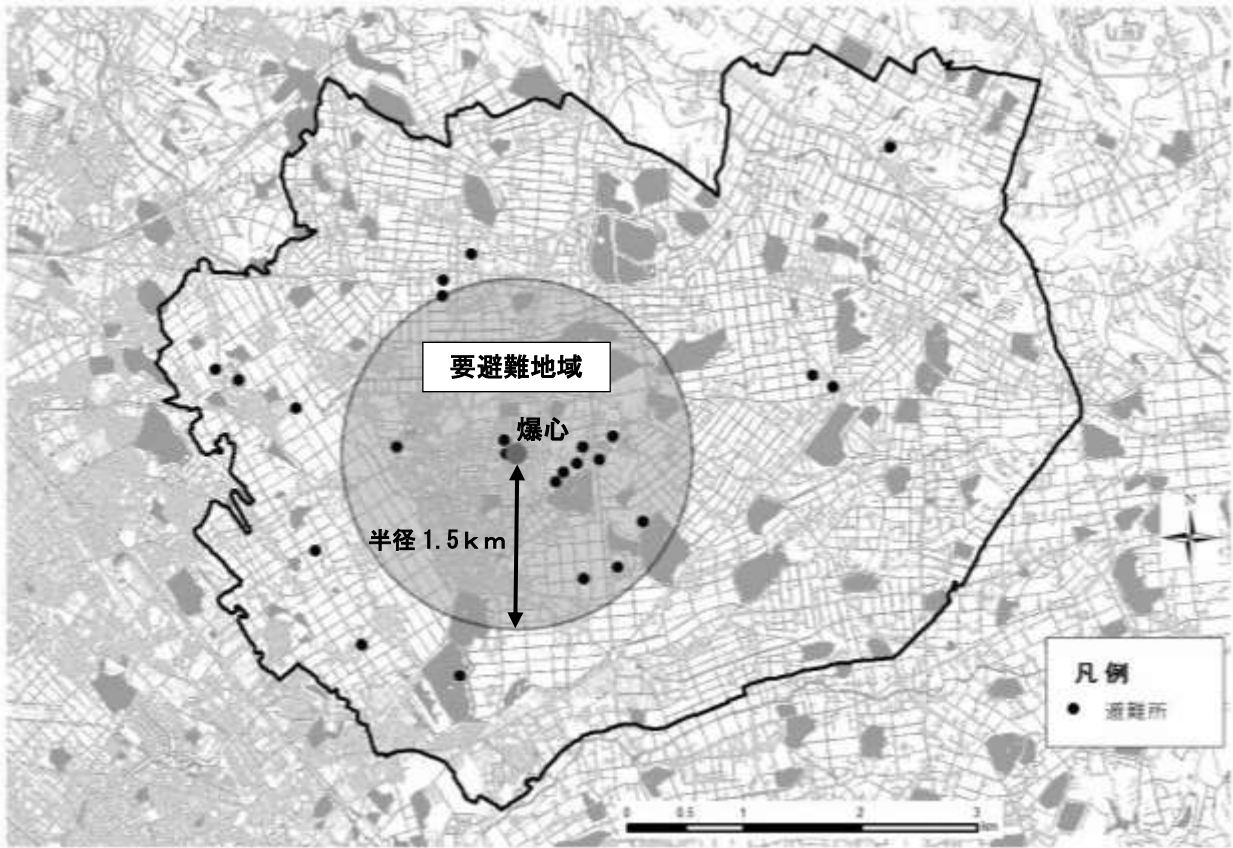
稲美町長
○月○日○時○分

1. 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時ごろ、弾道ミサイルが本町に着弾し、稲美町○○地域を爆心地に半径約1.5キロの範囲において、多数の死傷者が出た模様。

国の対策本部長は、この事案を受け、本日○時○分に警報を発令し、稲美町○○地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

なお、2発目の弾道ミサイルの発射準備は、現時点において確認されていない。



2. 要避難地域

稲美町○○、△△、・・・・・・・・

3. 避難の要領 ※状況により下記①～④を選択

要避難地域の町民等は、避難所に避難するので、最寄の一時集合場所に集合すること。一時集合場所、避難所、避難経路等は、別紙1参照のこと。

- ① 避難にあたっては、原則徒歩で集合すること。
- ② 避難行動要支援者（徒歩による集合が困難な者など）は、家族・知人等の運転する自家用車により避難することを認める。
- ③ 避難行動要支援者（徒歩による集合が困難な者など）については、町の公用車が巡回するので、安全が確保できる位置で待機すること。巡回経路は、別紙2参照のこと。
- ④ 要避難地域内に所在する要配慮者施設については、町が手配するバス等で避難する。対象の要援護

者施設、その他詳細は、別紙3参照のこと。

4. 避難時の留意事項

- ① 避難誘導員等の指示に従い、落ち着いて避難すること。
- ② 隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ③ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行すること。
- ④ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、町職員、消防職員、警察官に通報すること。
- ⑤ 事態の状況に応じ、避難方法等を変更することもあるので、避難中も防災行政無線やラジオ、避難誘導員からの指示等に注意を払うこと。

(以下の条件により、取捨選択すること。)

- 弾頭の種類がNBCである場合
 - ・ 長袖の衣服、手袋、マフラー、ゴーグル等を着用することにより、極力皮膚の露出部を少なくすること。できればビニール合羽など、通気性のない素材のものを着用することが望ましい。
 - ・ マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難すること。
 - ・ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けること。
- 夜間
 - ・ 懐中電灯等を持参し、使用すること。
- 夏期
 - ・ 熱中症予防のため、帽子や飲料水を携行すること。
 - ・ 各自蚊、ハエ等不快害虫対策を行うこと。
- 冬期
 - ・ 各自防寒対策に努めること。
 - ・ 積雪、道路凍結による転倒に留意すること。

5. 避難住民の誘導実施方法等

- (1) 避難誘導を実施する者 ※状況により下記①～④を選択
 - ① 町職員
 - ② 消防職員
 - ③ 消防団員
 - ④ 町長の要請を受けて避難誘導に従事する警察官、自衛官
- (2) 避難誘導を実施する者の配置及びその主要業務
 - ① 一時集合場所に町職員〇名を派遣し、要避難地域境界及び一時集合場所付近での避難誘導、自家用車利用自粛の要請、要避難地域への逆流防止及び乗車の誘導を行う。
 - ② 消防団員〇名を一時集合場所に派遣し、町職員とともに避難誘導を行う。
 - ③ 避難先に町職員を派遣し、避難所の開設・管理、初期段階の避難所運営の協力を行う。
 - ④ 避難誘導の実施方法等、関係機関との活動調整や情報共有を行う。
- (3) 飲料水、食料の支援と医療の提供等
 - ① 遠方避難など避難に時間が要する場合等は、飲料水、食料を町民等に提供する。
 - ② 医師会と連携し、一時集合場所に医師、看護師を派遣して、町民等に医療を提供する。
- (4) 避難に係る警備
 - ① 警察官、自衛官により、一時集合場所及び避難所の警備を実施する。
 - ② 一時集合場所から避難先への誘導に当たっては、警察、自衛隊車両の先導又は、バス等の運送手段への同乗を実施する。

(5) 残留者の確認

- ① ○時○○分より町職員、消防職員、消防団員は、残留者等の有無を確認するため、要避難地域を巡回し、残留者の有無を町対策本部に連絡すること。
- ② 残留者には、避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておくこと。

(6) 避難誘導を行う者の留意事項

- ① 防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ② 町民等が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つこと。
- ③ 避難誘導員は、無線機等により本部からの情報に留意し、町民等に正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④ 避難誘導員は、避難誘導時に危険な状態を生じさせる者がある場合には、必要な警告又は指示をすることができる。ただし、特に必要と認められる場合において次の措置を講じる必要がある場合については、避難誘導現場付近にいる警察官に依頼すること。（その場に警察官がいない場合に限り、消防吏員及び自衛官に依頼することができる。）
 - ・ 危険な場所への立入を禁止し、若しくは退去させること。
 - ・ 危険を生じさせるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去をさせること。

(以下、条件により取舍選択すること。)

- 弾頭の種類がNBCである場合
 - ・ 避難誘導を実施する者は、防護服を着用した者に限る。
 - ・ 長袖の衣服、手袋、マスク、マフラー、ゴーグル等を着用することにより、極力皮膚の露出部を少なくすること。できればビニール合羽など、通気性のない素材のものを着用することが望ましい。
- 夜間
 - ・ 避難経路の要所に夜間照明（投光器、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安解消に努めること。
- 夏期
 - ・ 仮設テント等により日陰を確保すること。
- 冬期
 - ・ 積雪、道路凍結等による避難時転倒等防止の喚起

6. 避難実施要領の伝達

(1) 避難実施要領の伝達先

本実施要領は、町民のほか、町の他の執行機関、県、警察、自衛隊、地元自治会、報道機関、学校・保育所等、病院・社会福祉施設等、大規模事業所・集客施設、交通機関その他の関係機関に伝達する。

(2) 町民への伝達方法

- ① 町民への伝達については、防災行政無線、広報車、町ホームページ、いなみ安心ネット、エリアメール等により行い、地元自治会、警察等にも広報依頼する。防災行政無線、広報車による伝達に当たっては、サイレンを最大音量で鳴らし、町民に注意喚起を促す。なお、状況により要避難地域上空からのヘリによる伝達も検討する。
- ② 聴覚障がい者については、上記伝達方法のほか、民生委員の協力のもと戸別訪問をするなど伝達に努める。
- ③ 日本語を解さない者に対する伝達は、いなみ安心ネットの多言語翻訳機能を活用するほか、国際交流協会や通訳ボランティアの協力を得て、多言語放送の実施など伝達に努める。

(3) 関係機関への伝達方法

原則としてFAXを使用することとし、状況に応じて電子メールや電話での伝達を行う。

緊急連絡先

稲美町国民保護対策本部

電 話 079-492-1212

FAX 079-492-7792

E-mail kikikanri@town.hyogo-inami.lg.jp

要避難地域等一覧

地区	対象自治会	一時集合場所及び集合時間	避難所	避難方法
〇〇	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇集会所 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分	〇〇小学校	バス
	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇公民館 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分		
	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇商店前 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分		
〇〇	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇公民館 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分	〇〇小学校	バス
	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇公民館 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分		
〇〇	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇集会所 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分	〇〇小学校	バス
	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇公民館 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分		
	〇〇自治会、〇〇自治会・・・	場 所：〇〇交差点前 住 所：〇〇〇〇番地の〇〇 集合時間：〇〇時〇〇分		
	(略)	(略)		

避難行動要支援者巡回搬送計画

地区	巡回経路及び運行時間
〇〇	<p>〇〇地区1コース</p> <p>① 場 所：〇〇集会所 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分</p> <p>➡</p> <p>② 場 所：〇〇商店 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分</p> <p>➡</p> <p>避難所 〇〇小学校</p> <hr/> <p>〇〇地区2コース</p> <p>(略)</p>
〇〇	<p>〇〇地区1コース</p> <p>① 場 所：〇〇公園 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分</p> <p>➡</p> <p>② 場 所：〇〇集会所 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分</p> <p>➡</p> <p>避難所 〇〇小学校</p> <hr/> <p>〇〇地区2コース</p> <p>(略)</p>
〇〇	<p>〇〇地区1コース</p> <p>① 場 所：〇〇公園 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分</p> <p>➡</p> <p>② 場 所：〇〇グラウンド 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分</p> <p>➡</p> <p>避難所 〇〇小学校</p> <hr/> <p>〇〇地区2コース</p> <p>(略)</p>

要配慮者施設巡回搬送計画

地区	要配慮者施設及び出発時間	避難所	避難方法
〇〇	施設名称：〇〇保育所 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分	〇〇小学校	バス
	施設名称：〇〇病院 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分		
	施設名称：〇〇老人保健施設 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分		
〇〇	施設名称：〇〇保育所 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分	〇〇小学校	バス
	施設名称：〇〇病院 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分		
〇〇	施設名称：〇〇保育所 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分	〇〇小学校	バス
	施設名称：〇〇病院 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分		
	施設名称：〇〇老人保健施設 所在地：〇〇〇〇番地の〇〇 出発時間：〇〇時〇〇分		
	(略)	(略)	(略)

